

令和6年5月1日

保護者様

加古川市立川西小学校
校長 浅田 武成

非常時の児童に対する措置の基準について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育にご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、加古川市教育委員会の基準により、学校では下記のように対応いたしますので、ご家庭におかれましてもご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水警報が出された場合

午前7時の時点で、「加古川市」に出された場合、臨時休業とします。（学校から連絡はしません。テレビ等で午前7時の警報の有無を確認して下さい。）

2. 地震（震度5弱以上）が発生した場合

登校前に「加古川市」で発生した場合、臨時休業とします。

3. 「兵庫県」に竜巻注意情報が出された場合

登校前に出された場合は、自宅待機とし、解除されてから登校する。

（発表後有効時間は1時間、「解除」の発表は出されないので注意してください。）

※始業時以降、下校時刻をまたいで竜巻注意情報が出された場合は、地区別下校とします。教職員が児童の安全を確認しながら下校指導を行います。

4. 「兵庫県」にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

登校前に出された場合は、自宅待機とし、家庭内で安全確保を行う。その後、行政からの情報により安全が確認されたら登校する。

※ 登校中・始業時以降の上記1～4への対応

○登校中の場合は、原則としてそのまま登校しますが、状況に応じて自宅やより安全なところへ避難させてください。

○始業時以降の場合は、時刻、気象条件、通学路の状況、学校の状況等を考慮した上で、必要に応じて保護者の皆様とミマモルメで連携をとりながら、適切に対処いたします。

このプリントをよく見えるところで学年末まで保管していただきますようお願いいたします。